

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	神崎町

## 神崎町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名 神崎町まちづくり課  
所 在 地 香取郡神崎町神崎本宿 1 6 3 番地  
電 話 番 号 0478-72-2114  
F A X 番 号 0478-72-2110  
メー ル ア ド レ ス sangyou@town.kozaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ドバト、スズメ、ムクドリ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、イノシシ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	神崎町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	豆類	50千円 0.1ha
ドバト	—	— 千円 — ha
スズメ	—	— 千円 — ha
ムクドリ	—	— 千円 — ha
ハクビシン	豆類	10千円 0.03ha
タヌキ	豆類	10千円 0.03ha
アライグマ	—	— 千円 — ha
イノシシ	—	— 千円 — ha

(2) 被害の傾向

<p>カラス 年間を通して被害が発生し、主に大豆に被害を受けている。被害区域は神崎町全域に及び、個体数が増加傾向にある。</p> <p>ドバト、スズメ、ムクドリ 現時点においては、計上するまでの農作物等の被害は発生していないが、畑作物全般に被害が及び、被害地域は神崎町全域に及ぶ。</p> <p>ハクビシン 収穫期を中心に被害が発生し、畑作物全般に被害が及び、被害地域は神崎町全域に及ぶ。個体数が増加傾向にある。</p> <p>タヌキ 収穫期を中心に被害が発生し、畑作物全般に被害が及び、被害地域は神崎町全域に及んでいる。</p> <p>アライグマ 現在被害は発生していないが、全県的に増加傾向であることから、今後被害が予想される。</p> <p>イノシシ 平成28年度以降、まれに目撃情報等が報告されている。現時点においては、計上するまでの農作物等の被害は発生していないが、近隣市町では被害が発生していることから、今後被害の発生が予想される。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度）	
カラス	50千円	0.1ha	35千円	0.07ha
ドバト	－千円	－ha	0千円	0.0ha
スズメ	－千円	－ha	0千円	0.0ha
ムクドリ	－千円	－ha	0千円	0.0ha
ハクビシン	10千円	0.03ha	0千円	0.0ha
タヌキ	10千円	0.03ha	0千円	0.0ha
アライグマ	－千円	－ha	0千円	0.0ha
イノシシ	－千円	－ha	0千円	0.0ha
合計被害金額	70千円	0.16ha	35千円	0.07ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	銃器を使用した狩猟による集中的な捕獲を神崎町猟友会の協力により実施してきた。 ハクビシン等に対しては、直近3カ年において捕獲機材は購入しておらず、町及び猟友会のわなで発生状況により対応してきた。	捕獲従事者の高齢化が進んでいることから、担い手の育成確保が急務となっている。 わなによる捕獲は、捕獲従事者の中でわな免許所持者が少なく、十分な体制が整っていない。
防護柵の設置等に関する取組	現在、防護柵の設置は検討していない。	今後、被害地域や被害が拡大するなど被害状況により、設置を検討する。

(5) 今後の取組方針

<p>捕獲による有害鳥獣の個体数の削減を効果的に行う。</p> <p>捕獲については、町所有のわなや、県より借用しているアライグマわなを捕獲従事者に配付する。イノシシは、出没状況を見て町でワナを購入し、捕獲従事者に配付する。</p> <p>また、林縁部の緩衝帯整備や農作物残さの除去などの生息環境管理を推進する。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

神崎町猟友会、香取郡猟友会の捕獲隊を中心とした、狩猟免許所持者による銃による駆除・捕獲・追払い活動、わな捕獲等を実施していく。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	カラス、ドバト、スズメ、ムクドリ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、イノシシ	町所有及び県より借用している捕獲用わなを、捕獲従事者に配付して捕獲強化を図る。 捕獲従事者のわな免許取得を推進し、育成確保を図る。 農業者等に対しても狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。
令和4年度		
令和5年度		

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

過去の捕獲実績、農家組合を通じた全町からの出没状況の聞き取り等から、被害状況を把握し計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カラス	60羽	60羽	60羽
ドバト	30羽	30羽	30羽
スズメ	50羽	50羽	50羽
ムクドリ	20羽	20羽	20羽
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
イノシシ	5頭	5頭	5頭

##### 捕獲等の取組内容

被害の多い農振農用区域又はその周辺地に、くくりわなや箱わなを重点的に設置し、捕獲強化を図るとともに、銃器による駆除を行う。  
神崎町全域で播種・収穫時期を中心に捕獲を実施する。

##### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

--

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
対象地域の決定まで至っていない。	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限移譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ハクビシン、タヌキ、アライグマ、イノシシ	今後、被害地域や被害が拡大した場合に設置を検討する。	今後、被害地域や被害が拡大した場合に設置を検討する。	今後、被害地域や被害が拡大した場合に設置を検討する。

(2) その他被害防止に関する取組

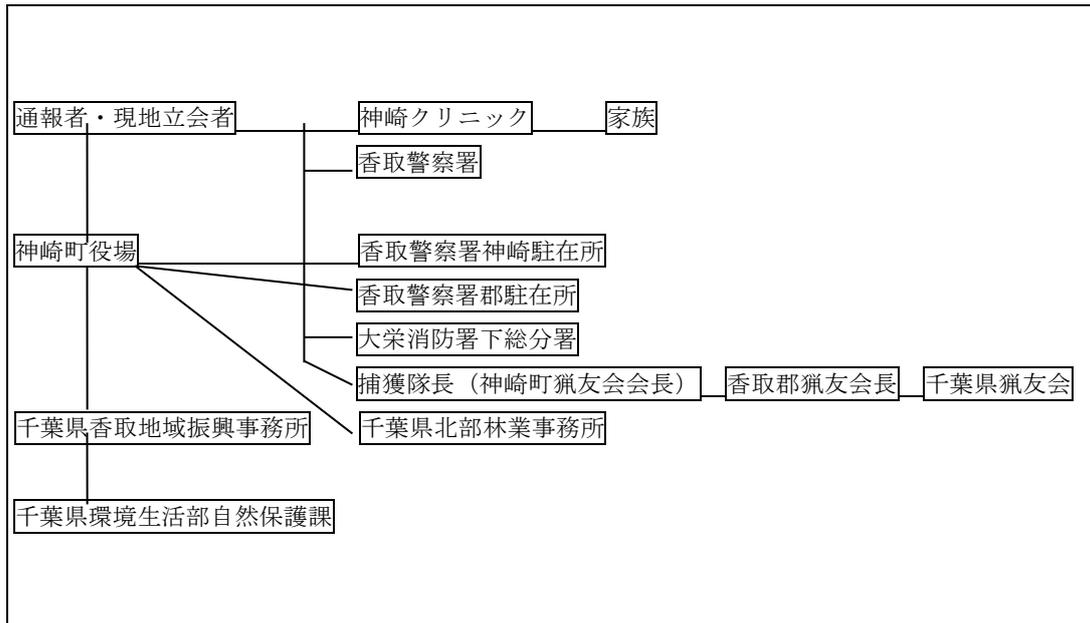
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	カラス、ドバト、スズメ、ムクドリ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、イノシシ	・農作物残さの除去などの生息環境管理を推進する。 ・住民の有害鳥獣に関する防除意識の向上を図る。
令和4年度		
令和5年度		

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
神崎町	情報収集、住民への注意喚起 関係機関と情報共有・連携を図る
香取郡猟友会（神崎町猟友会）	情報収集、鳥獣捕獲の実施
千葉県	情報収集、許可、指導、助言
香取警察署	情報収集、許可、指導、助言
大栄消防署	けが人の対応

## (2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に捕獲現場での埋設処理又は清掃センターでの焼却処理を行うこととする。アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき実施する

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品としての利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲できない地域なので利用推進が困難である。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
香取地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
香取農業事務所	情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の有害獣による農作物等への被害状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

千葉県との連携を図る。  
農業者の被害防止に対する意識の向上。